

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における申立期間に係る資格取得日を昭和27年8月1日、資格喪失日を29年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月1日から29年4月1日まで

昭和23年4月1日、A社に入社し59年2月1日に退職するまで、同行作成の証明書記載のとおり勤務を継続していたので、同社C支店の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に対して行った照会に対する回答書、職歴証明書、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票、同僚の証言及び永年勤続表彰状から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和27年8月1日にA社D支店から同社C支店に異動し、29年4月1日に同社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年7月と29年4月の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立期間に係る保険料を納付したものと思料するが、60年近く前の件であり、領収書等、確認できる資料は保存していない」と回答しているが、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人の昭和27

年8月から29年3月までの期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月

私が昭和61年9月20日に会社を退職することになったため、同年9月10日ごろに、妻が国民健康保険に加入するために市役所へ出掛けた。一緒に国民年金の加入手続をして、その場で夫婦の国民年金保険料と国民健康保険料を支払った。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、その夫の退職前に国民年金及び国民健康保険の加入手続をして、その場で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したと述べているが、A市役所に照会したところ、二重加入防止のため、厚生年金保険及び健康保険喪失前に国民年金及び国民健康保険の加入手続はできない上、国民健康保険料は月末の取得状況及び所得照会などが必要であり、その場で納付書を作成することができないことが確認でき、申立内容と異なる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間は平成8年6月に記録の訂正がされるまでは未加入期間で保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に加入手続をしたとするその妻も未納である上、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間は平成8年6月に記録の訂正がされるまでは第3号被保険者となっており、保険料を納付できない期間であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月
夫が昭和61年9月20日に会社を退職することになったため、同年9月10日ごろに、私が国民健康保険に加入するために市役所へ出掛けた。一緒に国民年金の加入手続をして、その場で夫婦の国民年金保険料と国民健康保険料を支払った。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の退職前に国民年金及び国民健康保険の加入手続をして、その場で国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したと述べているが、A市役所に照会したところ、二重加入防止のため、厚生年金保険及び健康保険喪失前に国民年金及び国民健康保険の加入手続はできない上、国民健康保険料は月末の取得状況及び所得照会などが必要であり、その場で納付書を作成することができないことが確認でき、申立内容と異なる。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は平成8年6月に記録が訂正されるまでは第3号被保険者となっており、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に加入手続をしたとするその夫も未納である上、平成8年6月に記録が訂正される前は未加入期間であり、保険料を納付できない期間であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から45年12月まで
私が20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれたと思う。その当時同居していた母親及び兄が納付になっているのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時、その母親が国民年金の加入手続をし、保険料を納付したはずと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に払い出されており、同年1月から同年3月までの国民年金保険料が同年4月30日に納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、同年2月ごろに行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、その母親は高齢のため当時の状況を聴取することは困難であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度発足時から加入し、A市で保険料を納めていた。当時の同居人に納付を依頼し、3か月に一度、町内の集金人に渡していた。初めに交付された国民年金手帳には、印紙が昭和36年4月から貼付されていたことを覚えている。その手帳は5年くらい前に破棄してしまった。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に、国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月ごろに払い出されており、同年4月から同年12月までの国民年金保険料が40年1月7日にまとめて納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、39年12月ごろに行われたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間当時の同居人が二人分併せて町内の集金人に納付していたと述べているが、同居人の国民年金手帳記号番号は、B県で払い出されており、申立期間における同居人の保険料はB県C町で納付されていることが確認できる上、同居人のA市の国民年金被保険者名簿には、昭和39年10月7日にB県から転入し、同市で初めて国民年金保険料を納付した日が同年12月10日であることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立期間当時の同居人から、当時の状況等の証言も得られないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が明確ではなく、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保

険料を納付した事実を推定することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの期間、41年10月から42年3月までの期間及び43年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和43年4月から同年9月まで

昭和36年4月から同年9月までについては、A市の集金人に150円ずつ毎月支払い、7月分からは3か月ごとの集金となったため、私の生活状態では一度に450円の支出は困ると事情を話し、その次の集金時に免除申請の手続をした記憶がある。また、長男が婚姻する48年より前に、10年さかのぼって免除の穴埋めができると2度ばかり勸奨状の配付があり、郵便局で納付した。3度目も来たが、忘れていて期限切れで駄目だった。申立期間が免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金への加入手続を行った際に、1か月分を納付し、昭和36年6月までは毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月ごろに払い出されており、加入手続を行った時点では、まだ、国民年金印紙の販売はされていないことから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

また、社会保険庁へ確認したところ、申立人は国民年金制度発足時に既に母子福祉年金の受給権者であったと推定されることから、申立期間①については法定免除に該当し、国民年金保険料の納付を要しない期間である上、国民年金保険料が還付されたことも見当たらない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人が国民年金保険料の追納を行った時期及び納付した期間並びに納付金額についての記憶が明確でなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和43年10月から44年3月までの申請免除期間が、53年10月に追納されており、この際、43年5月から同年9月までの追納保険料が、追納期限経過により還付されていることが確認できることから、申立期間③については、53年10月以前に追納されていたものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることもできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 34 年 2 月まで

昭和 32 年中学卒業後、A社（昭和 37 年 8 月 1 日、B社に社名を変更）に就職した。33 年ごろ仕事中に左手中指第 2 関節上をカッターで切断する怪我を負い、指は付けてもらったものの、その後、作業への恐怖心から 34 年 2 月に退社した。当時のことは余り記憶していないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する当時の職場で同僚と一緒に撮られたと思われる写真及びその写真に写っている同僚の証言から、期間の特定ができないものの、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主が、A社は昭和 32 年 10 月に焼失し、その後は別の場所で事業を続けたと証言しており、申立人もA社焼失時には退社していたという記憶から、申立人の勤務期間は同事業所が焼失した同年 10 月ごろまでと考えられる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、連番になっている上、勤務実態を証言した同僚も自身の入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致しておらず、このほかにも申立人が入社した前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した 3 人の同僚から、「当時は徒弟制度であり、入社と同時に厚生年金保険には加入させてもらえなかった」との証言を得ている。

さらに、A社は平成 11 年 3 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主からも厚生年金保険料控除についての証言は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 17 日から 47 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっているが、当時の経理担当者から、将来有利になるから持っていた方がいいと言われ、脱退手当金の受給の手続はしていないので、脱退手当金支給済みの記録を取り消し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和47年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。